

重修真書太閤記 二編 八

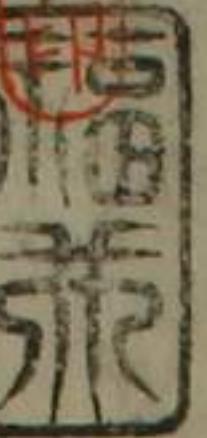
~13  
459  
18



• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN

13 特  
門號 5  
號 459  
卷 18

消



重修真書太閤記二編卷之二十二

山路彈正神戸と降そ事

并神戸藏人織田家より屬ひる事

山路彈正盛國勇剛の侍あれば堅固ふ籠城をか  
ども木下藤吉郎小説破らむ心中の迷雲忽ふそれ  
眞實織田家より降参して本領を安堵をぞやとありひ  
かつ神戸藏人とも同様より降参させ信長の公達を  
以て神戸の養子とおさんを交請ゆけりよ織田殿  
をもやうり御免あをけむハ彈正大より悦び神戸と  
對談をんもめ高岡の城をば木下より預け五六騎乃

同政會印

供ぐるてみて神戸の城又趣きられバ藏人具盛大  
ふ驚き信長大軍みて圍もはる由とバ聞くかやも  
此方より織田家の軍勢遠巻してあれバ救ふ方便  
ああくとくに如何あればかくへ來りてあやと  
尋ねると彈正聞りあえどそな事よりト織田殿の軍  
がりむうと事かそり但國家長久百姓安堵乃理  
と先と一非道之人を殺し勇氣のうと主とせざる  
始終と語て次々神戸の養子よ織田殿の子息を  
内請川る約束と具ノ物語和睦モべき由と勧め  
リカバ具盛あもと聞熟思案と廻らばよ山路が  
處誠ニ國のよも民のよも兵士の込命を救ひ子孫

の繁昌を求むべき頼あれぞいぢりて處相違あくハ  
おもひの外乃仕合とのつて居て實ニ信長の一子と某  
が婿う送るふくんと相違あるよドモくとつハ彈正  
ともわろかや數萬の兵士と率ひ何ど乃恐うそ  
偽とば云べき哉關神戸織田乃家筋も同じ越前守  
資盛の子孫うて子孫あく互の志の厚薄といも免  
祖先より見れバ正とた血脉乃末よあきさのく疑ふ  
べきとかハ何程防戦の力と盡そ共寄手ハ次第ふ  
勢かさわハ荒手を入替く長陣をそゝれんと味方ハ  
日くふ士卒を損ド二度増べし便あ一織田方より  
望くとく婿よせんと云を幸とて迎えすべ一此

方々迎くハ人質とも思ベられハるやく一味同心  
あ／＼す／＼といふれど具盛ひくよその意よ従ふべ  
されども彼陣中へ推參せんもつゞとやをば山路  
聞くその事は機遣ひあるべく信長必別使を以て  
招かうぐ／＼その時ふ御出ありて面會あ／＼既く某  
まづ貴邊同意のようと織田殿の許より／＼とく  
山路を高岡へ歸り木下よ對面／＼神戸具盛得心乃  
趣を答やけきば藤吉郎もすく神速よ事とのひ／＼  
と全く御主のそ／＼きといふべ／＼然らば某と同道  
して織田殿ふくろめての見参とな／＼ふべ／＼そろ  
上ゆく直／＼神戸のことをもや／＼す／＼一入首尾

全く人の所領と侵／＼奪ふんとの義／＼ば／＼但民  
百姓乃賦役り疲乏老弱も飢渴も苦し幼稚も生育  
の術を失ふと哀れく國主城主乃政道と正あ／＼  
貢税租調の定と平均／＼天下太平四海靜謐一統の  
代とあると成庶幾かう故あり其方を當國無雙  
の勇士なり先祖と思つば正／＼兄弟なりかくれ  
如く跡かく／＼只今家督の子息あき由と傳へ  
聞いきば我子と参らそ／＼然らんよ／＼もあ／＼  
平氏との累代の祖もも心安く思ひゆふ事／＼今  
よこのもの心を置くこと何うか／＼ふう具盛心せ  
うち大ふ歡び初見参の式あきよ／＼もあ／＼

兼くありひしよ引く懇ありかば初く心  
落居かあらりとやける様弓箭取身の習うもそめよ  
御敵と罷成ひひが山路より旨みより參上仕い  
處遠き祖先乃因を思召出さと寛宥の御沙汰を  
蒙るべくなれば御一家加えられんとの  
御義あとふ再生の御恩と奉存しそれ付一族遠類  
残りあくとも御味方ふ參上仕い様や談ト  
重々と言上をかば織田殿満足よ思召陣中なぐ  
様こりてあひしよ神戸も山路も加様  
あへ早く降参そびけむけむのとと後悔  
けるも理あり松神戸ハ我一族よ峯國府鹿伏兎

等と最初に降參させ

新三位中將資盛、十代關四郎盛政の長子盛澄  
神戸小住。次男盛門國府に住し、三男盛重龜山に  
住し、四男盛宗鹿伏兎は住し、五男政實峯は住し、  
つれす尊氏將軍又屬して本領を安堵を。  
其の外より何の侍中と呼むかと云ふと織田殿の  
本意を語る聞きける。わざと云いつまよ神速よ同心  
打連く信長の陣處へ参向し、帷幕の下小伺候して  
指揮を受んとて望けと、兵と動きて勢大さ  
旗下とありと偏よ山路神戸か手柄かとて信長  
喜悦斜に龜山の關安藝守盛信ハ神戸藏人大夫

盛澄の長女の夫あれべ具盛とハヨケテ親一き聞がく  
あり盛信江州日野の蒲生下野守定秀と領知の隣  
ゑど自然と睦じ語らひ終ア六角承禎の誘ふ  
従ひ三好とも跡うづく

流布本下關も蒲生の壻くる由と一見誤あり具盛の  
妻ハ定秀の女として盛信の妻も具盛の姉あると  
系圖又見へたゞ

然る故ア具盛種くふ勧め一かども盛信更ニ聞入バ  
具盛言の漏んと恐と織田殿ニ言上けまく然ぞ  
軍勢と倍一く責べきかとあゝ一時木下りゆく關も  
とろびと軍門下る時節いへばれハそのゆふさ置き

あれすり安濃郡と平らげひべーと勧め奉ア一かハ  
然えべーと此度降參の國人と先鋒として三千餘人  
安濃津さうて押寄るたゞ一その道ニ細野の城と有ア  
あすハ長野一家ニ細野九郎右衛門と有者の城あり爰ア  
兼モ織田乃軍勢三千餘騎と押よせ遠巻ノ居方  
けるが木下らせ來りて城中へ使と立籠城まことに詮ア  
早く織田殿と一味同心して天下靜謐とぞうらむべーとや遣  
一これども九郎右衛門更ニおれを承引を以て剩使者と散  
ヌ匂かへ一これハ秀吉のやく左様乃至よ隙取て何りせん  
早く安濃津を攻よやとてそトめより向ひ一勢は木下  
勢を加えく一手とめ唯一時攻ア攻落コベキ勢を

示一態と猶豫してゐたりけれど此長野とつぶらむ  
鎌倉右大將頼朝卿アリ 暱近アリ ユ藤左衛門祐經の後胤  
あり元弘の比祐經ハ代の孫アリ ユ藤二郎左衛門高景勢  
州安濃郡の地頭職を賜アリ 當國アリ 下向アリ 長野城小  
住キアリ 今がく長野と稱アリ

今按アリ 勢州ユ藤アリ 二流あり 一流を大和守祐時の  
後胤アリ 所謂高景の祖あり 一流を薩摩守祐長  
の子孫アリ 安濃郡長野城主長野の智永寺又墓アリ  
但祐經朝明郡富田六ヶ郷の地頭職を賜アリ 由伊勢  
風土記又見也然シハ嫡子ある故アリ 祐時ナシと傳へ  
領アリるる又長野ハ延應元年祐長の拜領を

新恩の地と智永寺と傳ふれば是も疑アリ  
今限もあり氏族も賤アリかく彼家子郎黨多ければ弓箭  
取く當國又並びあくとけり北畠殿の國司ナリシヨリ  
ソウソウ國人を指揮又從アリハありしく然る小應仁の亂  
ヨリして既ち國司の威勢をそぞる強大ナリカバ神戸  
長野の如きもソウカ國司ふ縁ナリとめ因と結び其の  
親屬たらんと願ふされバ今之長野次郎具藤といふハ  
國司大納言具教の次男ありけると長野源次郎藤定養子  
トテ家督となはれどその性質柔弱アリて弓馬の  
道よ疎アリしそば長野一家をも下めその旗下ノ諸侍  
つづどひたの具藤又思ひ付く心くよ世を経けるが此度

織田殿大軍ふく勢州へ切入ゑし城くへ軍勢とさう向四方の通路を取切く攻ゑひきるよ北伊勢の城持ども大形あびき従ひけり彌大軍ふみかり今ハたゞ細野と阿濃津の城びくとあると寄手數萬餘騎とて打ちふくあがつまご軍とばなきてアラタリ木下山路とよび寄謀とひひかくめられバ山路承そり安濃郡をゆけて出

去ぬ

細野ちく小舟乃ユ藤大和守光房の二男伊豆守  
藤光不トめく細野ア住一伊豆守と稱は藤光

乃長子雅樂頭藤清その子九郎右衛門藤元と

フ

關長野兩家降參の事

井織田殿勢北と鎮め歸陣乃事

山路彈正と木下の密謀と承く安濃郡より彼是と諸侍の心と同よづれも長野次郎が性質の怯弱ゆくて弓馬乃家ア堪へるもとと悶る由茲聞出一これより細野の弟ヨ分部左京亮政壽とハ久一た懇意ありとゆくと思出一その家ヨ至り對面してやけるハ信長尾張美濃兩國の軍兵と率一て當國ヨ打入それ威強大あれども決一て暴逆亂妨をあそび民と憐れむ衆と愛一天道と恐れ人理と盡一兵と用ゆると鬼神の如くその變化と知とあくまび抜の上ヨ民從ひ人あびく

と以てたゞバ是を敵とて戰と挑むとも勝べき道と  
知べ我等もとづめハ寄手を引受く討死と覺悟を  
かどり國家と靜謐あゝ一め百姓と安堵させその耕耘  
と專よあさりも爲き旨と説きよより是れ一人討死  
して民安きがも猶あらず然るといふんや我も安く民も  
安かく一めんとひふ詞と背く路あられば遂よ一味同心  
してひひへそうち信長ひきう跡意なく乘信長の  
三男を神戸が養子とがあつてひく依くありゆ長野乃  
家ち藤原氏ありてふ國司具教卿の子息を養ひて  
家督とあもアとのそれあユ藤の血脉をよ絶へば  
織田殿の子供とす請く家督とせば今よまに亡びん

とある國司ふ親生んよりそとひ勝るべ一ナリ意と  
熟く味ひゆかく細野どりよも能ヤキフア一細野ぶ  
同心ひそく速よ事調ひべく事調も國司比家  
亡びとも長野の家ち長久あるべキナリモ又此理  
と聞ひけふもばく家亡び子孫あぐく斷絶を了む  
蘇一國司の政道正一かねば天道惡く人民離き  
そむきだると思ひ付ぐ後悔あくゆみをうとえ  
どく左京亮實も断あり美濃を信長乃手安く  
平均あくゆひ一齊藤家の民と人ア厭シ  
機發と見く民と弔ひ罪を伐れしおかず然らバ  
國人のあひひろあれ一國司の味方して討死もと

誰かよと寝る人あぬきや某よ於く御邊と  
同意あり兄うて九郎右衛門尉より談りて内  
寄手の衆へよきにゆさせりとやにそ彈正仕濟一  
かりと急ぎ立歸りて木下よ云くと語る木下手を  
拍く大喜び御邊を北伊勢の謀主ありとかひて  
人の云川よがそして然ありたりと云く分部が返事を  
待居たまける分部左京亮ハああどく兄うりける川北  
内近助ふそづ此事を語るをもるに川北一議すも及ばず  
同心をかば打つれ細野よしと山路が語る様を  
落りあく告ぐる事如何もくらせゆさんやとりバ  
細野もやぐて一味しけど今ハ心安しきれども長野

一族一同よからうもやとあひ雲林院家所草生  
乙部中尾の面よ觸けるふりづゆも分部川北細野  
あどりさまよりそんとあどきて詮あくと思ひかば  
りづゆも子細あく同心してぞゑ

雲林院出羽守藤重ハ細野九郎右衛門の叔父あり家所  
三河守ハ安濃郡家所城主草生式部少輔ハ安濃郡  
草生の城主乙部兵庫頭ハ安濃郡乙部城主源三位  
分部川北うの上ハ信長へ參向一事を計るべくとて  
よう山路があり案内けむ山路木下よかくと  
告げるふり木下よくやうも分部川北とよび寄て

對面一すづ以て天と從ひ民と平らんとおりひ立と  
當方と一味合体のよし神妙く就中所望の意趣を  
尤ありてやく言上して追々吉左右やべりとく分部  
川北とあつくりてなしけど兩人大よろちあび木下の  
陣所み滯留し織田殿の御旨と同そんと云いより  
木下高岡の本陣より參り披露しけば即二人を御前  
ふめり出され對面ありのち分部川北言上しけるも  
長野ヶ家とヤハユ藤左衛門尉祐經の後より安濃奄藝  
兩郡の地頭職を尊氏將軍より拜領してその手の軍兵  
五千餘人をもて北畠殿と地と爭ひ戦ふと數代を  
經く源二郎左衛門尉藤定が時より國司源内納言

具教卿と中直と彼次男より請くをあら家と繼そ  
あれ今次の次郎具藤と件の次郎工藤と後胤とあざれ  
一族の間も快からずあるれ長野う家絶ざらん様と御計ひ  
ひそく政壽等より取謀りと彼一族郎從等皆く  
御味方と參らぬべくと我やける信長顏色と和らげ  
幼稚とも苦一かくじ長野ハ次郎と押のけく一族と  
和親一二郡乃侍どもと進退をんと少年とて叶わば  
我弟といく相續を一めば然るべくと宣ひたまれば  
分部川北兩人平伏してまづ以て御意の御懇切あを  
長野の家の幸福何事うこれよ過ひそん御旨と以て

一族どもへや聞を御迎え來上仕事候き由御答へをしづ  
織田殿聞召さば汝等に面會せんとく舍弟三十郎  
信包と呼出一兩人又引合をす

三十郎信包ハ武藏守信行の弟源五郎信益の兄也

廿四五歳と知へ一

分部川北謹ぐ拜謁一あれぞ實ニ我等り主君ニあそし  
ゆゑをとく喜悅の色ありてよあふれ急ぎ安濃郡小引返  
早く一族郎従を驅催一直ふ御左右ヤ駕と言上一  
兩人馬を走るまづ細野が許ひて高岡との首尾を  
語るけり

高岡より白子上野と經く安濃津細野まで今道五里

半あり

長野次郎ハ元よりかる柔弱の性ありてかば城ヲ立す  
かみ父の國司の許へ落て行斯くのちハ憚更たあむ  
無れば信包を迎く主君とあ一長野三十郎と稱ひる  
軀く上野介ニ任ドある長野の家如斯平均ノ如れば北伊勢  
大形成を今ハ八田の楠と龜山の關を籠城一と  
降參をばりと木下さらびそづ關を落すべと  
蜂須賀梶田等ふ謀と告く龜山の寄手の許へ遣匠  
たり但此城をバ尾州勢三千許にて遠巻にて居ぬ  
けるが木下う組の荒手を加へ彌猛威を示一今  
責落さんぞ勢をあこてたり關安藝守ハ一族又引をあれ

一城よ楯籠り勇氣を示へて寄る軍を待居す  
 江州の六角承禎と親しく互に急と救ひべと約束せ  
 てと頼んで有けるふ六角もつゝ織田と縁を  
 結び今度もまづふ加勢として大勢もや木地鮎川  
 山女原あくまで遠出陣を由堤より注進せば  
 安藝守よしも不審ハありひあざら織田家の軍勢  
 ハ日く夜くふ荒手加くもと見つて篝火の數をひゆ  
 ども味方も大形織田家ノ降参ーそれのみなれば  
 安濃の郡の長野も今も信長の弟を養ふ家と嗣  
 きと聞バ安濃奄藝の兩郡乃甲乙人そぞて織田家ふ  
 なびき川べ然あくんよハ助あき此城よ籠りて運を

開きがく如何をさんとありひは櫓よのすく  
 見るゝ勢は鈴鹿の山内嶺越よ多くの旗にの木の  
 間よひうめりあびきつれぞ見つたりするあと  
 あそ江州勢の寄るやゑと推量られゝ夥一盛信  
 今もあらかじ一先信長よ從くそも謀もある  
 とありひ定めらば降參の便宜を求める處へ山路  
 彪正の使來と一族縁者もふ信長よ從ふて本領を安堵  
 りのふ御邊一人誰もふその城よ籠りて自滅を招  
 うゆゑもく志を改めく此使と共に出城あるべと  
 やをかハ盛信らうふ船得一心地にて大す悦び  
 山路許へ降參御免あるやうに取あ頼入旨と

ト越えりかバ山路木下ニ就く言上へけるア織田  
殿モトメヨリ左モあるらんと思召シ事ナシハ子細  
アトモ仰を出されタムより威信高岡の御陣ニ參上  
一御禮ヤケルモ首尾よく御前とゆるまれてあづ  
蜂須賀梶田のそろアモ山峰の奇兵もあづくら  
止ムラリカム如ク勢北一圓ニ織田家ニ降参  
一味合体あけよハ田の城ニモラユゼモシテ  
驚きくる体もなく堅固小籠城を了と木下ソラム  
方便ソカドト楠一向ニ入ビ國司の命ナキうちハ  
開城モナダ由ヤ切カムアビ見むキモセニ信長  
大ム怒りモ義アハ大軍を以テ責潰セトアリシ

かども木下諫めシヤケル事此度勢北の諸家モ  
道理と説く同心させモテフ一人とも残アシトアリモ  
シテ楠一人降参キビトヒアレを責殺トモラニモ  
その智乃楠ニ劣アシ故と知ルテ世の物笑トナリム  
捨置をらむ共彼一人モ何程忙事と仕出シ勤キ  
國司の落去次第モ遂ニ降参仕ヘ一拵モト是  
より南伊勢を平げんと思召ベシれども大國一旦ハ  
治めがくべー依ク一オジ御歸國アリテ然モハ  
ト勧め奉りかバ信長モ尤アリと思召シムヨリモ  
やがて陣拂ありて瀧川左近と勢州總奉行トモシテ  
来名貞井両郡を治め蟹江の城ニ住ヘて長島を押ヘ

織田掃部助と安濃津の城代とあつて勢南と鎮也め三十郎信包を長野の城ふ置三月中旬岐阜御馬と入られり

重修眞書太閤記二編卷之二十二 終

重修眞書太閤記二編卷之二十三

三好長慶權勢乃事

井松永彈正三好義長毒殺の事

附天衆室町殿襲事

足利尊氏卿暦應元年征夷大將軍ふ補をくれ給ひ  
よりあるく永祿乃今ア至るまで代々十又三を  
餘一年ハ二百八十を加わと云とも天下一統靜謐  
あまアハ三代將軍北山殿鹿苑院義滿公の御代北  
末のアアア其他も諸國ニ爭亂絶まと承リ就中  
八代將軍東山殿慈照院義政公の御代よ及ぐ管領  
四職の英雄互ア威を擅フテ武命と恐きび朝憲を

忽々我意ふ募モ私暱と專モゼ程々應仁元年  
夏五月管領細川勝元と四職の山名持豐入道宗全と  
元楯一ノ洛中東西ニ陣をもり合戰ニ及ぶ是と應仁  
の大亂と云文明五年三月山名宗全西陣ニ物故  
同五月細川勝元東陣ニ捐館ニ對陣七年のうち朝廷の  
禮儀柳營の作法をぐる荒廢する加之兩將一味  
同心の大小名國ニふ割據して合戰片時も止時なし  
天下麻の如く亂せ七道路塞がる強弱と兼剛柔を并せ  
とうじゆきよしが將軍を奪をあらざり又管領を私する  
ともかかぬぞ面く員龜頭を主として天下の權を  
弄ぶ然るゝ近年細川家臣ふ阿波國の三好修理大夫

長慶とのありれ武威天下ノふる陪臣みて公方家ふ  
近侍一勢もて五畿内とかくわけ主人細川をあらざ  
あきが如く剩長慶將軍家御相伴衆ニ經上り天下の  
政道と執行ひりくバ自然と權威ニつり我意を恣ふ  
あ／＼公方家を輕蔑／＼終ニ將軍家と兵を構ふよ  
りする

三好修理大夫長慶の先祖ハ清和天皇十代小笠原  
長經乃一男阿波守長房文永四年阿州三好領主  
右馬頭盛隆と退治／＼恩賞ニ三好庄の地頭職  
を賜り／＼子孫相續で當庄を領／＼三好を以て  
氏とあり長慶の父ハ筑前守元長／＼長慶大永

二年壬午小生を天文十年廿歳より泉州境の  
留主職となりしより次第にあり昇ると同十八年三月  
一族宗三入道と中違ひ一けると主は細川晴元  
宗三と顎負をとて長慶大々怒りて故乃管領  
高國の子細川次郎氏綱と主として晴元と攻晴元  
主從十一人にて丹波へ落行されハ宗三と江口の  
石をうつて殺しりこの時前將軍義晴若君新將軍  
義輝共ふ都を落させられバ長慶入洛して萬事  
を執行ひ同廿年三月都より將軍よりあそね共長慶  
沙汰とて洛中の地子錢をゆる。偏よ將軍の如く  
そのうち三好と和議とくのひ同廿一年正月廿八日

將軍家義輝上洛す。ゆけむ。晴元ハ落髮して  
出奔。一氏綱ハ管領となりつれども三好。威勢を  
管領ふ超え

足利譜代の大名高家多々とりども或き威權ある入  
勢力不足。よく將軍家を援ひ奉るとあるべ威勢  
あるの。自國の合戦。際あくして馳上るとかふて  
あれと時とて三好ハ將軍を追落。奉り阿波の御所  
義維を將軍。奉らんと  
惠林院將軍家義植都を落すひてのち阿州撫養ふ  
やう。さればやぐく阿波御所とすをく然ま法住院  
將軍家義澄の御子義晴。義維とてす。居すと何も

惠林院殿の猶子とあつてひ義晴ハ京の將軍少連  
奉り義維ハ阿州の御所ニ居まへらむをかう  
その勢ぞくゞる强大にて將軍管領防護兼らせゆひ  
天文十八年六月廿八日義晴江州宍太へ落させゆすものち  
長慶京都入て大小事をあそびひなまけがまの比  
よく三好家ノ松永彈正久秀とくふりのあり俗姓ハ西岡の  
土民あり一朝武藝をとめ諸國を廻り三好家ニ仕へ  
そじめハ小卒ありくるが武勇智謀かく度の  
功を累ね終よ一方の將となりける戊長慶取立  
我家の執事となりたまけり

松永彈正忠久秀ハ永正七年庚午大和國宇多郡

松山と云處生をと云父日向守綱久をく  
北畠家の侍ありとかや享禄二年十月十日三好  
長慶小仕ふと云時よ長慶八歳久秀廿歳  
然るよ次第に立身してつゝよ和州の守護代となり多門  
の城ノ住一のちよハ公儀の政道をも口入をもあよあ  
ゆけば城内勢の盛あると推量あべ然るよ義晴  
宍太の山中に滞在し御歸洛の計義と廻らまよ  
處りそくば御病惱發しける故ちどく御沙汰を  
止めれども次第ふ御惱重らをすひ天文十九年  
五月四日宍太の山中ノ薨トゆふ  
前征夷大將軍大納言兼右近衛大將源義晴江州

志賀郡穴太より薨モ御壽四十法名ハ万松院殿暉山道照トウヘ同月七日左大臣從一位ト贈ラセル此日東山慈照寺ヨ遷一奉り廿一日小御葬禮あり御遺言ヨアリ御尊骸を洛陽東山慈照寺へ送リ参セ御葬禮を營みてのち新將軍義藤卿家督傳は御歸京の事を計ヨリ、ども三好ヶ威勢盛んヨリて容易く征伐あ一かくけ少バナづ比叡辻オク御動座あり

同月十一日佐木定頼と子息義賢細川晴元等す勧ヨアリて穴太ヨリ比叡辻寶泉寺ヨ移らをナムト將軍家譜ヨ見カズ

そのうち畿内靜謐のヨア三好と和睦の義を仰出され

正月將軍歸洛マニカズ  
長慶ニ承を悦び御請ヤ上ノにより天文廿年

武衛陣の御所アリ今ノ京ム春日乃北室町北通り大門丁中御門の南要安丁烏丸通りカセガ町ヨリ彦根の屋鋪のアリ  
長慶ち攝州マ下向マ都ヨリ松永彈正少弼久秀を置く守護ム一め一かバ洛中リヨウ安堵の思ひ残カノ管領ス細川氏綱をアリ右京大夫ヨ任ゼ

ラム

將軍義藤卿後ヨリ義輝と改名アリ天文廿年ハ十六歳ヨリ細川晴元ハ三十八歳長慶ミ三十歳松永

久秀ハ四十二歳

然あり前管領細川晴元ハ隱遁の休として江州堅田  
蟄居してありけりが内いや旨やあるをやん御免と蒙りて  
上洛をすと長慶傳を聞く大よ怒り天文廿二年八月  
河内勢二萬餘騎と引率して攻上をけるふより晴元入道  
將軍と守護一丹波をきして落す

天文廿二年七月廿八日晴元御免あり然も長慶上洛  
八月一日ありそ間もづく四日晴元何事を謀る

知由あ

されども長慶將軍を恨み奉らかうなくたゞ晴元と  
憤る所もあり還御を勧め奉りけりより同月十三日

終々上洛すとゆるう長慶晴元入道を攝州芥川  
の城をもとめて置かば細川の威權こうじゆう大ふ  
哀へとあくる廿三年二月廿二日御名字を義輝を  
改りあひ萬事長慶より任を給ひわざと長慶ハ在國  
して京都の事をべく松永は執行をせたりさりとよ  
松永と將軍賞翫のあすり時くめいひまほく御懇の  
仰せからむると度くあとそれより久秀らが身代罪賤  
かるとを忘れかくる折より將軍と三好と互に中あくを  
奉りあはば長慶怒りて將軍を謀るう將軍憤らをすて  
長慶を誅せられんことを企てらるゝ二川の間を出ずト  
左あらん時は我その中立大事をふと愈すと思案

そされば事より三好う下知とひり、將軍家は無禮  
きよし。細川一家をばりんど同隸の如く侮る輕い免  
じかども將軍も思食を旨ありて棄置せりひける  
晴元入道のよと聞く以外立腹。三好とひへども  
細川被管の侍ありそれ近比出頭もるもくへ過分と  
ありすよその家人くる松永めう公方とあひがへるふ  
我等が一門を侮ると奇怪あひこれ我戒めぞん。天下  
終よ大内亂と君臣の道長く絶ゆ。且つ將軍我  
勧め松永と誅せらるべき由よて永祿元年九月軍勢を  
催促。一將軍山の城に入らをすひあれバ松永禪正  
時ち我をもれと悦びその身大軍を帥ひく白川表ふ

打く出戦とつどしける。晴元入道の軍敗北して東山下  
逃上りける。松永手重く責をきられ。將軍も無念よ思召  
あきづ詮方あくす。あけれる處へ長慶上洛して松永を  
退けさせ。將軍へ使者を奉り長慶更に公儀を輕ん  
奉多とひとて松永を所為全く不當よとおも。戒め  
沙汰仕るべ。但御所様輕忽のめれども勧め奉るよと  
聞食入らむ。もそれハ軍を集め干戈と動きをうらむ  
との御結構征夷大將軍の御職掌。似合へか。四海の  
動亂を鎮め天下安泰の御計を廻らせる。御身ア  
あひゆる。ハよろしく御勘弁。何うともあく。依く  
御近習の面くのうちうて今度は張本人御追放然る

左もひちご洛中畿内靜謐仕ひべーそひ上ひて長慶  
不肖よひども御前と仕り七道のそひ迄切平げずべふと  
言上へるゝ我將軍も御難義の折とひ三好がゆア条  
理明らかなるバヤ請よすうせんとモレバ晴元入道を  
捨殺すとんとさひだ不敏りあやせりよど何とも  
仰いどもとばりく候よ入道將軍の御前よ出て某もひ  
忠志を以て合戦を企てると共微運にて勝とを得ば  
今また三好がゆア請處ひとよそれどとソイく仇と見某  
退出するふ於くハ殿中無事よ屬一長慶う恨む散づ  
ベ一既よ出家遁世の身ニ雲水よすうとく世と安く  
經ひと元よりの所願ありと云く營中とすざれ出しかハ

三好もひちご軍兵と引拂ひ常の裝束よき出仕一  
タるふより將軍御所へ還御す

晴元入道芥川よき病死—その子六郎昭元織田殿の  
婿となり右京大夫と云後よ信意と改め又信吉と

改むその子を肥後守頼元といひ奥州よ下向そ  
將軍も外よ援け奉る人もあけどバキづのう長慶が  
計らひよなせられ終よ管領代とあひゆかくハ  
松永うちうそーと空ーとなるたゞおどり結句將軍と  
三好とおちあひようあくせゆくと松永が本意を  
遂んあとかくそれども長慶ハ近年多病もあり川ふ  
おり存命いく程もあるほし長慶死へたうのちよ謀を

廻らざるやとありふ處ア長慶ア嫡男筑前守義長弱年  
あぐ父祖の武畧を受繼く並くあぐぬ人トあり是す  
たやほうじと肺肝を碎キテ

永祿四年長慶今年四十歳多病すて居城河内讚良郡  
飯森山ニ住ニ京都より七里許りある

如何すむて義長とのぞき外ニ家督と立そんバ我事成就  
すく爲くべとありひ定めける處フ永祿四年正月廿三日  
三好筑前守義長上洛モこれハ將軍家ニ御目見有シ  
爲アリ

義長始義興と云今年廿歳あり上洛して山城國葛野郡  
梅津の里乃長福寺と旅宿とレ

同ドキ廿四日義長出仕レタレバ將軍家御賞戻のあす  
御相伴衆の列ニ召加えモをゆひかつ京都ニ逗留テ  
政道を執行スベキ由と仰出されテ

御相伴衆とうす山名一色赤松土岐六角京極武田  
上杉細川斯波畠山の一族等アリ

その年二月朔日義長出仕レケド将軍家御紋を賜ヒ  
タモ松永禪正少弼もあぐ御紋を拜領スベリ

御紋と桐の頭の紋ナリこれより三好松永の家モ  
桐の頭乃紋を用ゆることを御免アリ  
久秀義長とモモテ將軍家を私第ニ招請レ奉らん  
とどもうちモける小三好家より先蹤あけれど御相伴衆の

亭へ御成を常のことなれば義長出仕して来る三月三日  
曲水の宴より我らへ一獻と勧め奉らんと願ひ奉る  
由言上あけるよ將軍家より今まざく細川が被管し  
三好ヶ亭へなづる勢らもんと如何ともばげりめをとも既に  
御相伴衆の列よりそぞら山へ上ハとくあくせらるべを  
仰出されうり

御相伴衆の亭へ御成の事ハ正月元日管領の亭塙飯  
の御成のうち二日ハ御相伴衆の内にて土岐の亭三日ハ  
同ト六角京極の亭へ一年とすにあくをられ七日ハ  
赤松の亭十五日を山名の亭と差定アテ成をとせり  
但將軍家譜ニ二月廿三日義長鹿苑寺遊びけふ時

將軍家酒肴と以てなきもくつゝ食き由同朋縁阿彌  
告げるふより義長御所より参上一酒宴と催すあち  
義長新ニ第宅を立賣町の北木下の地より築き假屋平張  
を構へ列ゆて以て渡御と請わとあり立賣の北木下の  
地といふハ今上立賣の北裏の下乃北より木下町  
といふ將軍家武衛陣乃御所より十五町餘も北あり  
それのみに三月より入て伊勢加賀守と御使を河内の  
飯森へ下され修理大夫長慶をあづれくるふより廿六日  
長慶上洛一御紋拜領から義長の宅へ渡御の御禮を  
やけりあれら丸事より下免定めうし三月三日  
延引して同月晦日ふからせくる

將軍家譜ニ三月晦日渡御の式をも御立烏帽子  
檜皮色の直垂御袴もく塗輿よめも勢られ路次の  
警固辻ノ乃簞とくかと御太刀ハ細川右馬頭藤賢  
これを持大館左衛門佐細川中務大輔上野民部大輔松永  
彈正少弼伊勢左京亮伊勢十郎伊勢守万阿彌供奉  
一けり三好筑前守義長ハ冠木門の外へ出て畏て  
迎え奉ひハ細川氏綱三好長慶ハ縁の下より伺候そ  
既みて將軍奥の間ふ入御ありて式の三獻と奉り  
義長御太刀を獻ト御馬と御覽ト終る後氏綱と  
長慶打連く座敷ふ入將軍家中央の上座御相伴衆ハ  
南方廣橋大納言國光高倉宰相永相細川氏綱三好

長慶あり北方ハ勸修寺中納言晴秀飛鳥井中納言  
雅教亭主義長之初獻ト太刀鎧弓矢腹巻馬之外  
小袖段子若干と進上ト之のち氏綱長慶松永彈正  
三好日向守義興同下野守政康同弓助同帶力左衛門  
各進物あり今日の宴十七獻よ及ぶその第四獻より  
御簾セ揚られく猿樂十四番あり纏頭の鳥目  
一万匹あると我又繪本よ曲水の宴と催され詩歌の  
御遊ありし由茂りづきさみども他よ徵あれハ  
これと削る  
將軍家もの外よ悦びをすひ薄暮よ及び還御  
まは一けりよすう義長御送りのためよ出仕

夜よ入る館へかへりかは松永よき時節と思ひ酒と  
毒と漬く是を勧めいかども終日の饗應ふ心神  
疲れとて一獻すも及ばず帳内に入休息ひ松永  
の支度相違ゆきとを安うべありひりうりと待  
わどふ永祿六年八月廿四日夜中より義長腹痛あきり  
堪かうと在京の良醫と撰み服藥もとりども  
その驗あく翌日廿五日ひふく身體惱亂と終ゆきの  
日比夕方死去しけり是を松永所業あまと知人  
あれども久秀う威もふそとて實よ云人なし然るも  
父長慶大よ驚き急ぎ上洛してお詫を詮議あき  
とくども更よ其實を知りあたる悲歎うくふく

あるう長慶他よ男子あけどば如何うせんや評定  
なげゆ松永禪正も長慶の弟十河民部大輔殿の子息  
と御養ひ有く家督とすと外あるべくばと勧め  
けあより長慶もかく左様よりとあひ居て  
處あきハ尤あくと同心一則十河が長子義繼と養て  
家督とてやうと筑前守に任ト義長の勤とぞのを  
相續あててからしのちハ松永が威權よし日比ふ  
倍一氣隨のとぞ多うれども義繼お近と制そぐき  
力なく長慶も年來の病病身とせめ持て上るのみ  
うびち別と大切あうけるとて永祿七年七月上旬ふ  
一族家人とあつ免遺言をうけるも家督義繼年猶

日向守義興下野守政康岩成主税助二人にて後見  
を爲す政道ハ只今近の如く松永彈正執行ひ義繼を  
補佐そくしよあす同月四日終よりすなまくありよとて  
行年四十三歳

紫野大徳寺聚光院ノ眠室進公の塔と云ハ長慶の  
塔あり又泉州堺の龍興山南宗寺ハ長慶建立乃  
寺也

かくのちのうち三人衆互に權を爭ひ家督筑前守義繼ハ  
たゞその位を守るれどもそぞく松永が計らひあり  
けりと三人衆すこあれと忌嫉く心中常々不平めり  
はあゆう將軍をかうんど失禮りりく度ふ及びく

將軍家も長慶義長の昔と恩召出させずよりあり  
松永が振舞と怒りくわく勢をとどりども征伐を  
ゆづき御勢もすゝぬと稱ばれのゆゑ黙止つま  
なづく御目と側めさせすと多かりやればのをつか  
松永と御中睦あドクアシバ三人衆ともすく和らぎみだ  
かる所よ阿波の御所義維ともハ前將軍義澄の御子  
ヨモ萬松院義晴公の御弟あり阿波を元來三好と親しき  
國ありされば三好と頼みすひ上洛を企てられどく  
障え多くそくほむべそ御子義榮父の志を繼  
りゆふもて上洛一本意と遂ぐとわれられよぶ三人  
衆と馳走限り取ニ三人衆もすく將軍を廢一奉り

阿波の御所を取立ありらせばやとありひ付す。松永又此事如何あるへと相談しける。久秀ゆけく將軍家某と惡をもすと大形あへばその上三人衆とも此程さき跡遠くある。論をかへて何程忠節と盡しよども將軍善とあらざりめにべき却て身々の仇とあらずをきつて。後も時を人よ制ちらるると云ふとそゆく阿波の御所を守立く當家繁昌の基を開くべし。阿波乃御所とりて足利の血統よりて將軍家とへ從弟の續きにす。將軍宣下何の子細うべし。三好一家れ存亡但此一舉りありと勧め。三好三人衆尤と一同。即阿州より上洛す。あそぞ様ふと別の使と

答やそうち合戦の用意頻あり。さればりつゝ將軍家よも聞食れ密々彼輩を追討あり。べき旨便宜の等ふ仰合されくる由三好方へ漏聞。かば永祿八年五月松永將軍家。清水詣と勧め奉り。此方ハ路次の警固の爲ふ人數を集むる由披露せば怪しく思召ともあるべし。將軍ハ御參詣のことかのをバ女中供奉。よてす。あそぞその處へ押寄無二無三。切立すと支度して同十九日乃至半よ松永日向守同主水助ひそく御所と圍ふ。東の手も三好修理大夫義繼四百五十餘騎。三木木東洞院ふ本陣を立南を烏丸春日表。松永彈正少弼久秀室町の大門大手口ハ十河。一存五百餘騎。よてあそせ西大路ハ

三好笑岩齋三百五十騎腹帶地藏堂と後よりて陣と取  
北き烏丸櫻馬塲ハ岩成主税助六百餘騎と押寄そち  
四方より亂入闘と喧と揚ぐりかば將軍も此項の事  
あゝそれとと思召勿々騒ぐをよ御氣色する  
五月雨う露う涙うとゞぎくよ名とあげよ雲乃上迄  
と詠そぞりひ御打物ととらじくれく馳出給へ一色  
淡路守同又三郎有馬源太郎上野兵部少輔結城主膳  
高野伊豫守彦部雅樂頭晴直高木左近大夫小林左京亮  
川端左近大夫畠山九郎大館岩千代あど前後よ立く  
よく戦ひくる上將軍ハ力量も強く太刀打も勝どきひ  
やどふ御手の下よ討るの多かりけりされども三好

方を目よあまゆ大勢ありられハ入替く責けるもどよ  
近侍の面く過半討れ川並くども將軍ハ勢猛く切く  
廻らをくと三好グ郎等池田丹後妻戸の蔭よかれ  
居く御足薙く倒すふ上よ障子を押掛御上より鎗と  
りつく突通一奉る折の時ふきや殿中より火燃いで  
黒煙ふきあびきけるもどふこれとさけんとて池田が  
眼を障子の骨よ突ぬれ途方を失ひ御印と揚ぐと  
得ざるのなべ同ド煙と焼死するもそくぎなれ  
將軍御年卅歳

六月七日左大臣從一位と贈らきら是光源院融山  
道圓大居士とゆに御墓を相國寺光源院あり

院公慶壽院明室昌公大禪定尼とす。近衛關白政家公の姫君ありけりが焚上る炎の中へ飛入をす。空へあくまく今日も如何ある惡日もかありけん足利十二代の繁昌たゞ一片乃煙と立つやうけるあそそとあそと

重修眞書太閤記二編卷之二十三終

